

28 建企第 503 号
平成 28 年 12 月 16 日

(一社) 長 崎 県 建 設 業 協 会
(一社) 長 崎 県 中 小 建 設 業 協 会
(一社) 長 崎 県 造 園 建 設 業 協 会
(一社) 長 崎 県 ほ 装 協 会
(一社) 長 崎 県 工 務 店 連 合 会
(一社) 長 崎 県 管 工 事 協 会
(一社) 長 崎 県 港 湾 漁 港 建 設 業 協 会
(一社) 長 崎 県 斜 面 安 定 技 術 協 会
(一社) 長 崎 県 の り 面 協 会
(一社) 長 崎 県 空 調 衛 生 設 備 業 協 会
(一社) 長 崎 県 建 造 物 解 体 工 業 会
長 崎 県 建 設 工 業 協 同 組 合
長 崎 県 電 気 工 事 業 工 業 組 合
長 崎 県 電 気 設 備 協 同 組 合
長 崎 県 管 工 事 業 協 同 組 合 連 合 会
長 崎 県 漁 場 整 備 開 発 協 会
長 崎 県 造 船 協 同 組 合

様

長崎県土木部長



長崎県建設工事標準請負契約書の一部改正について

長崎県建設工事標準請負契約書（平成 22 年 12 月 3 日 長崎県告示第 986 号）について、下記のとおり改正しましたので通知します。

記

1. 改正理由

履行拒否又は受注者の責めに帰すべき履行不能の場合の違約金に係る条項を追加。

2. 改正内容

第 48 条の 2 を第 48 条の 3 とする。

第 48 条中第 2 項及び第 3 項を削り、同条の次に次の 1 条を加える。

（契約が解除された場合等の違約金）

第 48 条の 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、請負代金額の 10 分の 1（低入札要綱に定める調査を行い本契約を締結した場合は 10 分の 3）に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 前条の規定によりこの契約が解除された場合

二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225

号)の規定により選任された再生債務者等

- 3 第1項の場合(前条第6号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

第49条第1項中「第48条第1項」を「第48条」に改める。

第51条第3項及び第8項中「又は第48条の2」を「、第48条の2第2項又は第48条の3」に改める。

第52条第1項中「第48条の2第1項各号」を「第48条の3第1項各号」に改める。

3. 施行年月日

平成28年12月16日以後に契約締結する建設工事から施行する。

なお、既に契約済の案件のうち、来年度以降に工事が完了するもの(繰越・債務負担)については変更契約を締結することとする。